

日本版DMOに対する国際観光旅客税を 財源とする安定的な財政支援について

【担当省庁：国土交通省】

国は、日本版DMOの設立及び運営に係る経費について、平成31年度までは地方創生交付金で支援し、その後は自主財源での運営に移行させる方針であるが、DMOが地域の主たる担い手となり、観光による地方創生の更なる実現を図るためには、これまで取り組んできた観光地域づくりの基本インフラの継続的な整備の推進とその成果を活かす地域の「稼ぐ力」の仕組みづくりの創出とともに、自律的かつ継続的な活動を担保する安定的・長期的な自主財源の確保が必須となる。

ついては、観光による地方創生の実現を図るため、日本版DMOに対する以下の安定的な財政支援等をいただきたい。

- ① 日本版DMOが観光地域づくりの主たる担い手として、観光消費額の増大等による観光による地方創生の更なる実現を図るため、**インバウンドに積極的に取り組む日本版DMOの自律的かつ継続的な活動を担保する資金確保の方策として、国際観光旅客税を地方公共団体への交付金として配分し、日本版DMOの財源とすること。**
- ② **国際観光旅客税を、拡大するインバウンド需要に対して、受入環境の整備等の観光振興施策を、戦略的に取り組み、先進的な観光地になりうる地方公共団体へ交付金として配分すること。**

京都府
の担当課 企画調整理事(075-414-4527)
商工労働観光部 観光政策課(075-414-4841)

■ DMO運営費への国からの支援は段階的に縮小（地方創生推進交付金）

- ▶ 地方創生交付金は平成27年度から5年間（平成31年度）で終了の見込み
- ▶ この交付金については、段階的に充当を減額させていくように求められている
- ▶ 交付金が終了となっても、DMOには、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割が求められていることから、自律的・継続的な活動をするためには、海外の例（税の一部をDMOの運営に充てる）のように、国による制度構築が必要

■ 京都府の地方創生推進交付金等の採択状況（市町村分を含む）

- ▶ 立ち上げ期から初年度の運営について、国に支援をいただいている。（単位：千円）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
		(加速化交付金10/10)	(推進交付金1/2)	(推進交付金1/2)	
海の京都DMO (設立：H28.6)	京都府負担金	88,000	85,000	82,300	255,300
	7市町負担金	88,000	85,000	82,300	255,300
	小 計	176,000	170,000	164,600	510,600
	うち交付金	176,000	62,500	60,250	298,750
森の京都DMO (設立：H29.3)	京都府負担金	22,500	48,500	46,130	117,130
	5市町負担金	22,500	48,500	46,130	117,130
	小 計	45,000	97,000	92,260	234,260
	うち交付金	45,000	37,500	35,410	117,910
お茶の京都DMO (設立：H29.3)	京都府負担金	22,500	61,900	58,980	143,380
	12市町村負担	22,500	61,900	58,980	143,380
	小 計	45,000	123,800	117,960	286,760
	うち交付金	45,000	50,000	47,374	142,374
合 計	京都府負担金	133,000	195,400	187,410	515,810
	市町村負担金	133,000	195,400	187,410	515,810
	小 計	266,000	390,800	374,820	1,031,620
	うち交付金	266,000	150,000	143,034	559,034

■ 国際観光旅客税

- ▶ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第12条において、国際観光旅客税の収入見込額に相当する金額を、以下の国際観光振興施策に必要な経費に充てるとされている。
 - ① 国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する施策
 - ② 我が国の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する施策
 - ③ 地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する施策
- ▶ 平成31年1月7日より徴収
- ▶ 税収見込み
 - 平成30年度 60億円／年度
 - 平成31年度以降 430億円／年度

■ 京都府での取組

- ▶ 「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」の3つの「もうひとつの京都」事業のセカンドステージとして、地域の明確なコンセプトに基づく観光地域づくりの推進と、地域の「稼ぐ力」を引き出すため、3つのDMOを設立
 - (1) (一社)京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都DMO）
平成28年6月 設立、平成29年11月 日本版DMO登録
 - (2) (一社)森の京都地域振興社（森の京都DMO）
平成29年3月 設立、平成30年6月 日本版DMO登録申請
 - (3) (一社)京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）
平成29年3月 設立、平成30年6月 日本版DMO登録申請